

○ デジタル庁
総務省 令第 号

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百五十二号）の施行に伴い、並びに電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第十二条第一号及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）第三十五条の規定に基づき、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和 年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

総務大臣 林 芳正

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる

規定の傍線を付した部分のよう
に改める。

改 正 後

(個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成の方法等)

第六条 「略」

2 申請者は、法第三条第四項の規定により住所地市町村長（申請者が国外転出者である場合にあつては、附票管理市町村長。以下この条及び第十条において同じ。）が個人番号カード用署名電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号を作成し、及びこれらを同項の個人番号カードに記録するときは、当該個人番号カードに記録された個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を利用するため用いる暗証番号を設定するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、申請者又は当該申請者の代理人が暗証番号を当該各号に定める者に届け出ることとし、当該各号に定める者が当該暗証番号を設定するものとする。

一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号。以下「番号利用法施行令」という。）第十三条第六項ただし書の規定による個人番号カードの交付を受ける場合、申請者がその代理人を通じて個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請をする場合その他申請者が暗証番号を設定することが困難であると認められる場合（次号に掲げる場合を除く。） 住所地市町村長

〔二 略〕

〔3 略〕

（住民票の記載の軽微な修正）

第二十条 法第十二条第一号に規定する総務省令で定める軽微な修正は、次のとおりとする。

〔一～六 略〕

七 前各号に掲げるもののほか、総務大臣が適當と認めるものに伴う氏名若しくは氏名の振り仮名又は住所に係る記載の修正

（法第十八条第三項に規定する署名利用者の同意の方法等）

第三十五条の二 「略」

2 署名検証者等は、署名利用者が、前項の規定による送信を行うに当たり、法第七条第一項第三号に掲げる事項のうち住民基本台帳法第七条第一号、第二号、第三号及び第七号（同号に掲げる事項については、住所とする。）（国外転出者である署名利用者にあつては、同法第十七条第二号、第三号、第五号及び第六号）に掲げる事項の提供に係るものについて、当該事項ごとに同意を行うことができるようしなければならない。

〔3～6 略〕

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成の方法等）

第四十二条 「略」

2 申請者は、法第二十二条第四項の規定により住所地市町村長（申請者が国外転出者である場合にあつては、附票管理市町村長。以下この条及び第四十六条において同じ。）が個人番号力

改 正 前

(個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成の方法等)

第六条 「同上」

2 申請者は、法第三条第四項の規定により住所地市町村長（申請者が国外転出者である場合にあつては、附票管理市町村長。以下この条及び第十条において同じ。）が個人番号カード用署名電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号を作成し、及びこれらを同項の個人番号カードに記録するときは、当該個人番号カードに記録された個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を利用するため用いる暗証番号を設定するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、申請者又は当該申請者の代理人が暗証番号を当該各号に定める者に届け出ることとし、当該各号に定める者が当該暗証番号を設定するものとする。

一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号。以下「番号利用法施行令」という。）第十三条第六項ただし書の規定による個人番号カードの交付を受ける場合又は申請者がその代理人を通じて個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請をする場合 住所地市町村長

〔二 同上〕

〔3 同上〕

（住民票の記載の軽微な修正）

第二十条 法第十二条第一号に規定する総務省令で定める軽微な修正は、次のとおりとする。

〔一～六 同上〕

七 前各号に掲げるもののほか、総務大臣が適當と認めるものに伴う氏名又は住所に係る記載の修正

（法第十八条第三項に規定する署名利用者の同意の方法等）

第三十五条の二 「同上」

2 署名検証者等は、署名利用者が、前項の規定による送信を行うに当たり、同項の同意のうち法第七条第一項第三号に掲げる事項の提供に係るものについて、当該事項ごとに行うことができるようしなければならない。

〔3～6 同上〕

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成の方法等）

第四十二条 「同上」

2 申請者は、法第二十二条第四項の規定により住所地市町村長（申請者が国外転出者である場合にあつては、附票管理市町村長。以下この条及び第四十六条において同じ。）が個人番号力

ード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を作成し、及びこれらを同項の個人番号カードに記録するときは、当該個人番号カードに記録された個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号を利用するために用いる暗証番号を設定するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、申請者又は当該申請者の代理人が暗証番号を当該各号に定める者に届け出ることとし、当該各号に定める者が当該暗証番号を設定するものとする。

一番号利用法施行令第十三条第六項ただし書の規定による個人番号カードの交付を受ける場合、申請者がその代理人を通じて個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請をする場合その他申請者が暗証番号を設定することが困難であると認められる場合（次号に掲げる場合を除く。）住所地市町村長

〔二 略〕

〔3・4 略〕

（旧氏等記載者に対するこの規則の適用）

第八十条 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十四第一項に規定する旧氏等記載者に係る第二十条第二号及び第七号の規定の適用については、同条第二号中「氏名」とあるのは「氏名若しくは旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。第七号において同じ。）」と、同条第七号中「氏名若しくは氏名の振り仮名」とあるのは「氏名若しくは氏名の振り仮名若しくは旧氏若しくは旧氏の振り仮名（住民基本台帳法施行令第三十条の十三に規定する旧氏の振り仮名をいう。）」とする。

（保存）

第八十二条 法、令及びこの省令の規定に基づく申請書その他の書類（電磁的方法による記録に係る記録媒体により保存したものを持ち、総務大臣が定めるものを除く。）の保存期間は、別に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該書類を受理し、又は作成した日から当該各号に定める日までの期間とする。

〔一～八 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

ード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を作成し、及びこれらを同項の個人番号カードに記録するときは、当該個人番号カードに記録された個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号を利用するために用いる暗証番号を設定するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、申請者又は当該申請者の代理人が暗証番号を当該各号に定める者に届け出ることとし、当該各号に定める者が当該暗証番号を設定するものとする。

一番号利用法施行令第十三条第六項ただし書の規定による個人番号カードの交付を受ける場合又は申請者がその代理人を通じて個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請をする場合 住所地市町村長

〔二 同上〕

〔3・4 同上〕

（旧氏等記載者に対するこの規則の適用）

第八十条 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十四第一項に規定する旧氏等記載者に係る第二十条第二号及び第七号の規定の適用については、同条第二号中「氏名」とあるのは「氏名及び旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。第七号において同じ。）」と、同条第七号中「氏名」とあるのは「氏名及び旧氏」とする。

（保存）

第八十二条 法、令及びこの省令の規定に基づく申請書その他の書類（電磁的方法による記録に係る記録媒体により保存したものを持ち、総務大臣が定めるものを除く。）の保存期間は、別に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該書類を受理し、又は作成した日から当該各号に定める日までの期間とする。

〔一～八 同上〕

附 則

この命令は、公布の日から施行する。ただし、第二十条第七号及び第八十条の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十六日）から施行する。